



幕末明石藩の政治動向の基礎的考察

前田, 結城

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 7:47-68

(Issue Date)

2015-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009169>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009169>



幕末明石藩の政治動向の基礎的考察

前田 結城

はじめに

文久・慶応期（一八六一～六八）の最幕末期において、京都・大坂が政局の中心地となったことは周知の事実である。たとえ、宮地正人氏は一八六三（文久三）年に成立した禁裏守衛惣督撰海防禦指揮（一橋）・京都守護職（会津）・京都所司代（桑名）三者の結合を、「一会桑京都政権」と呼称し、さらに徳川慶喜の將軍在任期には、幕府は「京坂政権」としての性格を強めていくとした^①。こうした、国家機構の一部が京都・大坂へと移転していった時期の政治史を、当該地域の実態にそくしていかに描くのか。これについては、近年の幕末維新史研究の重要な課題のひとつとなっている。

ただし、対象地域を京都・大坂ないしその周辺（畿内・近国）に絞るといつても、具体的にどの社会階層ないし政治集団を分析するかについては、ここで明確に定めておく必要がある。先行研究の例でいえば、久住真也氏は「幕末期畿内の政治空間」について論じ、元治・慶応期の朝幕政権を「將軍畿内滞在態勢」と概念化した^②。久住氏の研究は、徳川將軍が畿内に長期滞在した期間の一会桑と江戸幕閣との角逐、あるいは將軍の畿内滞在を希求した有力諸藩の動きを明確に析出したが、その視角はあくまで政権論、中央政局史である。したがって近年は、岩城卓二氏の、「幕末政治の中心舞台となり得ることを可能にした社会構造と、急ごしらえであったがゆえに引き起こされたであろう混乱の様相が問われねばなるまい」という問題意識を有する研究があいついで発表されている^③。たとえば、岩城氏は戦時劣

働力・物資の確保をめぐる発生する畿内地域の社会的矛盾を明らかにし、当該地域が本来有すべき「兵営国家」の拠点としての能力を幕末段階にはすでに喪失していたことを指摘した。このように、幕末期の政治の中心地Ⅱ畿内地域を中央政治史と社会史の両面からとらえていく研究が進展しつつある。

しかし、そうしたなかにあっても、畿内・近国地域の個別藩の基本動向にかんする事例分析は、いまだ豊富とはいえず、今後いつそう蓄積されてしかるべきと考える。

ではなぜ藩なのか。岩城氏が主張するように、畿内・近国地域における譜代大名領・幕府領などの所領配置は、幕府権力によるそれらの軍事的な編成と密接にかかわっている⁴。だとすれば、幕末期における海防や攘夷政策、あるいは幕長戦争などの内乱に畿内個別藩がいかに対応したかをみることは、「兵営国家」としての幕藩権力の解体過程そのものを歴史具体的にとらえるうえで、有益な検討材料を得ることになりえよう。幕藩権力解体の問題を明確に視角に組みこんだ政治史としては、従来にも小野正雄氏⁵や岸本寛氏⁶などの研究がある。両氏は幕末期幕府の政策にたいして諸藩がとつた態度について、その諸事例を総体的にあつかっている。そこでは、諸藩における割拠志向や政治的自立性の高まりなどが実証されており、たいへん示唆に富む。しかし、幕藩権力（体制）を維持するにおいて地政学的な重要性をもつはずの畿内・近国藩の具体例については、詳し

くふれられていない。一次史料にそくした事例研究としては、尼崎藩（松平家・摂津四万石）をあつかつた岩城氏や辻野恵美氏の研究⁷、彦根藩（井伊家・近江三五万石）における政争を中心に論じた宮地正人氏の研究⁸、幕末期に大坂定番をつとめた山崎藩（本多家・播磨二万石）についての菅良樹氏の研究⁹、これらが主要なものとして挙げられよう。なお事例となっている諸藩はいずれも譜代藩である。

以上にのべてきたことをふまえて、本稿では明石藩を事例に、畿内近国藩が幕末政治過程ないし幕藩権力解体過程においてしめた歴史的位位置について、基礎的な考察を試みたい。明石藩をとりあげる理由は、第一に同藩がこれまで研究事例の少ない親藩（越前松平家の分枝）であること。また第二に、明石藩は所領の位置からして国防上重要であつたこと。このことは、海岸防禦御用掛の川路聖謨が台場設置箇所につき上申したい、「急度御取締有之候節は、決而〔異国船の〕出入は出来不申」箇所¹⁰のひとつとして明石を含めたことからもうかがえる。右の二点をふまえると、幕府がしだいに権力機能を京坂地域に移動させ、そのなかで海防政策や攘夷政策を実行していく場合、畿内親藩明石藩は当然その政策実行過程において重要な位置をしめるであろうことが予想されるのである。

なお、幕末明石藩についてはこれまでにも『明石名勝古事談』¹¹などの郷土史的著作があるが、典拠不明な点が多い。ゆえ

に現在、一次史料にもとづいた基礎的研究が必要となつていゝる。本稿では史料制約により海防や内乱への対応など軍事面での動向を分析の中心に据え、一八五三（嘉永六）年前後から六八（慶応四・明治元）年までを対象期間として、同藩の基本的動向を明らかにしていきたい。

史料引用にあたっては、旧字体を新字体にあらため、適宜句点をほどこした。傍線・傍点・カッコ内の注記はとくに断らない限り筆者による。

一 嘉永・安政期の対外緊張と明石藩

(一) 幕府による江戸湾・摂海防禦強化策への対応

ペリー再来航のあつた一八五四（嘉永七）年一月、明石藩は幕府より江戸近海の警衛を命ぜられた。持ち場は神奈川であつた。前年のペリー来航以降、幕府をはじめとして、西洋流砲術の導入・訓練が急速にすすめられたが、明石藩も例にはもれなかつた。神奈川警衛の命が下された直後の二月四日、前藩主斉韶（「大殿様」）は明石藩の中島流砲術家であり御用人の潮田范三（高二〇石）¹²にたいし、神奈川駅に出張中の家臣三名をふくむ全四名を高島流（西洋式）砲術家の下曾根金三郎（信敦）のもとへ「入門専修」させるよう沙汰を下した。¹³

同年八月になると、明石藩の海防対応は自藩領でも本格化した。同月、「紀州・長崎表江英吉利船渡来之趣、従公義御達」¹⁴が下された。明石藩では「支配末々迄并子弟之面々」へ「諸武芸専ら出精、諸稽古場江罷出」¹⁵るよう達しがだされた。この家中達からまもなくして、プチャーチン率いるロシア船が兵庫津・明石海峡へ出現した。九月一七日に明石藩領分の播州明石郡東垂水村・塩屋村沖合に同藩家来の者が露艦の存在をみとめ、すぐに同所へ「固人数」¹⁶が差し出された。さらに翌一八日には、代官川上金吾助支配所摂州八部郡神戸村・二茶屋村より、「異国船」（露艦）一艘が兵庫津辺へ「追々乗込候旨」につき明石藩へ注進があり、さっそく同所へ明石藩の「固人数」が派遣されるはこびとなつた。¹⁷

川路聖謨が上書でのべたとおり（「はじめに」参照）、明石は外海より摂海への進入を試みる場合、三つの入口のうちのひとつとなりうる。明石海峡の防禦強化はいよいよ、幕府の政策として進めなければならぬ段階に入つていく。同年一月一日、幕府老中は明石藩主松平慶憲にたいし、「其方領分播州明石浦辺ハ大坂湊之要所ニ付、右最寄要害之場所江台場等新築被申付、防禦筋之儀厚く手当可被致候」との達書を下した。¹⁸この幕命に明石藩はいかに応じたか。年はこえて一八五五（安政二）年の一月一八日、老中首座阿部正弘は明石藩江戸留守居藤澤一郎を呼び出し、隠居の斉韶（嵩翁）宛に、つぎのような沙汰

を下した。

政事向厚く世話致し、海岸防禦筋之儀追々被仰出候趣、深相心得、隠居料之内を以大砲等数挺鑄立、去年中領分近海江異船渡来之節、早速人数差出、大砲配方等行届之趣(平出)御聴一段之事二(平出)思召候、猶此上相励候様二との御沙汰ニ候事¹⁸⁾

つまり、斉韶がみずからの隠居料を割いて大砲を鑄造したことにより、沿岸への大砲の配備がゆきとどいたとされる。具体的な大砲の数量や、かかる阿部の明石藩への評価が絶対的なものか、相対的なものかなど、にわかには判断しかねる。ただ、この沙汰を読むかぎりでは、少なくとも無策や過怠があつたとは考えがたいであろう。くわえて、安政期において明石藩による海峡防禦強化への志向が表現された史料として、一八五八(安政五)年七月の家中達¹⁹⁾もあげておきたい。これには、「異国船渡来之節海岸防禦ハ砲術専要之業ニ付、専ら可致修行子弟之面々は篤与可申聞、且又御人数等被差出候節は此表御人少之事故、末々迄平常之勤向ニ不拘、臨時御人数可被差出候義可有之」とあつた。砲術のよりいっそうの向上にくわえ、藩地における防禦人数の不足は、平常時の職務内容を問わず臨時増員するむねが記されている。

だが他方で、この安政五年七月家中達の「此表御人少之事故」という文言からは、明石藩が相当の人員を江戸湾や摂海(明石

海峡)にも相当の人員を海防のために割かねばならなかったことを示している。そして、このことは財政面でも家中一統に難渋を強いることとなつた。その一端は、一八五六(安政三)年一二月、御目見以上の面々へ達せられた「被仰出之覚」²⁰⁾からもうかがえる。これによれば、「明年者御家中之面々知行等令可被下置儀候得共、兼而御勝手向御不如意之上、近年異国船御警衛向并此表昨今年之天災ニ付而も無御抛御物入夥敷差湊」つているため、「明年よりも来ル酉年迄五ヶ年二百石以上半知、其以下夫々給金取迄并江戸・大坂定詰之面々は歩掛々以上」に「上米」を仰せつける、との厳しい内容がもりこまれていた。

海峡防禦への手当てが藩財政を窮乏させていたことは、明石藩にかぎらないだろう。ただ、親藩という政治的立場、あるいは摂海防禦の要地を藩領に擁するという地理的環境が、明石藩の海防手当てと財政難との相克をより厳しくしたことは想像にかたくない。

(二) 明石藩主松平慶憲の対外政策にたいする無定見

では、実際のな海防対策という以前に、明石藩は対外政策についてならかの持論を有していたのであろうか。これについては、幕府の諸大名への諮問にたいする藩主松平慶憲の諸答申を分析し、考えてみたい。

ペリー来航以降の嘉永・安政期、慶憲が提出した対外政策意

見は全部で四点を数える。一つめは一八五三（嘉永六）年七月、ペリー来航時に幕府が将来の対策を諸侯へ諮問したさいの答申である。その内容とは、かいつまんでいえば「通商御許容之可否ハ不容易事と奉存候、利害得失之儀不能愚案候」、すなわち、答申不能⁽²²⁾というにひとしきものであった。独自の将来対策はのべなかつたけれど、それでも慶憲は「只々随御下知、猶忠節を相励可申奉存候」と書き、答申書をしめくくった。

二つめは一八五七（安政四）年一月二七日、老中宛に差し出された上書⁽²³⁾である。幕府は同年一月一二日に、老中堀田正睦とアメリカ総領事ハリスとの通商条約交渉にかんする一〇月二六日の対話書および一月六日の海防掛対話書を、大廊下下之部屋と大広間の大名へ示し、彼らに外交意見についての諮問をおこなった⁽²⁴⁾。それによつて明石藩の回答がくだんの上書である。慶憲はつぎのように書く。「使節申立候都下江ミニストル差置、并貿易勝手次第相成候様二との義、己ニ嘉永度永く御和親を被結候御条約之訳茂有之候江は、今更御断茂難被遊可有御座」、ゆえに「御許容之外有御座問敷」。けれども、これを許容すれば「猶以非常之変事茂難計候間、武備之儀、弥以御厳重ニ御世話被為仕、神国之御威光、幾久敷全世界被輝候様仕度義歟と奉存候」。つまり、おおむねハリスの要求を飲むべきとしながらも、今後の武備充実のいつその励行を説く内容となつてゐる。ただし、それ以上に意見することについては、「不

敬之過言」となりかねないので、「幾重ニも御仁免可被成下候」と書き、上書をしめている。

同件の諮問は、さらに一二月二九・二八日にもおこなわれた。これへの慶憲の上書が三つめのそれとなる。ハリスが幕府に差し出した「書付」の「和解」をみせられて、慶憲は、「今般御処置之当否は、如何様ニ茂御大切至極之御儀と奉存候、乍併別段心付候愚案は無御座候」、「御指図次第、猶以忠節を相励可申と奉存候⁽²⁵⁾」、とのみこたえた。最後に四つめ、これも通商条約交渉と関連した諮問であるが、これにたいしても「御双方（朝廷と幕府）御安心之御見詰相立候様奉祈願候外別段申上候存意無御座、旧臘申上候通、只々御下知ニ随ひ忠節を相励可申奉存候⁽²⁷⁾」、とこたえるのみであった。

以上要するに、松平慶憲の対外政策意見は、ペリー来航段階から通商条約交渉段階へと移行するにしたがつて、アメリカの要求への無理な拒絶は避けるべきとの意見に傾斜していった。これらは、たとえば「有志大名」の対外意見と比べたとき、さして注目すべき内容を有しているとはいえない。しかしながら、慶憲が意見書のなかで繰り返しかえしのべた、武備強化策の励行とそれへの自藩の随従、ということについては、前節でみた藩の動向と照らしあわせたとき、いくばくかの連動性をもつてゐるようにみえる。

本章の最後に、嘉永・安政期の幕藩政治史における明石藩の

基本的なありかたについてまとめておく。第一に对外政策について。明石藩ないし藩主慶憲はとくにめだつた定見は有していなかった。第二に海防強化策について。明石藩は財政難にまみれながらも、西洋砲術や大砲導入などの面において、幕府老中より褒詞をうける程度の対応はとっていた。このことは、慶憲の对外政策の上書にあったような、「只々御下知ニ随ひ忠節を相励」む、という意向のあらわれと考えてよいのではなからうか。明石藩は政治的な能動性には欠けていたが、幕府の政策実行過程への協調性は有していたといえよう。

二 奉勅攘夷政策への随従と逡巡

(一) 文久期撰海防禦策への明石藩の積極的対応

くりかえすように、明石藩は撰海防禦の要地中の要地であった。したがって、一八六三(文久三)年三月、将軍が二五〇年ぶりに上洛・参内したのをきつかけに、朝廷の勅命を奉じて幕府・諸藩が攘夷を実行するという政治体制(いわゆる奉勅攘夷体制)²⁸⁾が成立すると、明石藩は否応なしにこの「奉勅攘夷」への対応をせまられることになった。以下その事実経過を確認していく。

撰海防禦政策の一環としての明石海峡防備再強化のきざし

は、すでに一八六二(文久二)年中にあった。同年閏八月八日以來軍艦奉行並の職にあった勝海舟の日記には、二月二十六日から二八日にかけて、三日連続で明石藩に関連する事項が記されている。²⁹⁾なかでも、二六日の記事には、「明石の老侯嵩翁君より鴨二羽を賜わ」つたとあり、二七日には「明石藩の潮田子来訪、時勢を談」じた、と記されている。潮田とは前述の中島流砲術指導者潮田范三のことである。翌年の明石藩舞子台場改築にまつわる人間関係が、ここに形成されつつあった。

ところで、同年一〇月、三条実美・姉小路公知両勅使が江戸に下向、一二月には将軍家茂は「攘夷奉承」の意向表明を余儀なくされた。将軍上洛が政治日程にのぼり、六三年正月には老中小笠原長行、勘定奉行津田正路、外国奉行菊池隆吉、目付松平信敏の四名が大坂表ほか海岸を見分することとなった。このとき、幕府(厳密には大坂町奉行カ)は明石藩にたいし、領分海岸の砲台絵図・備え付けの大小砲員数・玉目につき「巨細二」したため、「且御領分之内御警衛ニ付、見込主意も有之候ハ、」、これも「無腹藏書面ニ認」めて上記四名へ提出するよう達書を下した。³⁰⁾さらに二月一九日、明石藩京都留守居奥平又内(高二〇〇石)は、武家伝奏衆の雑掌より、近日機嫌伺のため入京する藩主にたいして、朝廷より「御在所海岸御固場防禦御備向」につき尋問する可能性があることを「極内々」に伝えられた。この情報は奥平により飛脚で国元へ伝えられ、「海岸御備向絵

図面、御銃配等之袋入壺通り取調、心得迄ニ急速御廻置」くよう連絡がなされた。^①この飛脚は翌二〇日に明石へ到来、翌二一日には潮田范三・家老織田安芸（高六七〇石）より要求の品が大坂表へ発送された。^②

しかしながら、このとき明石藩は全一ニカ所の台場の「御銃配」に不十分さを残していたようである。三月一日、隠居の松平斉韶は家老の黒田半平（高六五〇石）・丹羽安房（高七〇〇石）・織田安芸を召し出し、つぎのように台場の機能強化の指示を出したという。

今日出刻前（平出）大殿様（斉韶）被為 召候段御近習頭
 方申来、五半時方罷出候処、則被為 召先達而安房殿（勝
 安房（麟太郎・海舟）のことカ）江被 仰出候海岸御台場へ
 御大砲差出候義、熟々（平出）御考被遊候処、此度早御暇
 之御趣意も有之、且此節隠密杯も相廻候程も難斗、紀淡之
 向ニ者夫々台場へ大砲居有之趣ニ 御聴被遊候二付（平出）
 此方様ニも台場ニ一挺も御筒之無之旨申義如何ニ付被 思
 召候間、何卒人氣ニ障り不申様、台場毎ニ壺挺ツ、差出候
 之様取斗いたし候様被（平出）仰出候間、則半平殿・安房殿・
 安芸殿御一統江申断候

そして、つぎのような措置がとられるはこびととなった。

御尤至極之被 仰出候二付、御差出ニ相成候様可致、人氣
 合之処も持運、才領付添之者相心得居、若疑惑之者も有之

候ハ、此度早御暇之御趣意も有之（平出）公辺江被対被
 差出候義ニ而、彼是騒立候訳ニ而者無之旨申論し候様いた
 し可然（との「御評議」が黒田・丹羽・織田のあいだであり）
 （中略）其段を以（平出）両殿様江相達 御聴候、則今日昼
 後於講武所、郡代并御目付且砲術師範家へ安芸殿方御達ニ
 相成、右（砲術の）四流一時与申候而者人足も夥敷、入用
 ニ相成候間、一流一日ツ、与申様ニ申合候様相達、且又雨
 天ニ而者不無理ニ付、天気次第与申達^③

端的に言えば、この史料は既存の領内砲台に大砲を配備する措置がとられる過程を示している。右の史料につき注意したいのは、明石藩の海防政策の形成・実行にかかわる重要なポイントをここから見出せることである。第一に、大砲配備計画は「大殿様」斉韶の発案によつていた。その背景として、和歌山藩では台場への大砲配備がすでに整っているが、明石藩は不備であり、それを幕府の「隠密」が察知するかもしれない、などという斉韶自身の憂慮があつた（傍線部）。そして、「台場毎ニ壺挺ツ、」大砲を配備するという斉韶の意思は、家老から郡代・目付・砲術師範家へと達せられていった。

第二のポイントは、今回の海防強化策は、あくまで「公辺」の政策の一環としてすすめられるという了解が藩の上層部によつてもたれていること、ならんで、政策実行による無用の「騒立」の可能性が予測され、またそれへの懸念が示されているこ

とである(傍点部)。「早御暇」とは、藩主慶憲が二月二一日に機嫌伺のため入京し、⁽³⁴⁾同月二十九日にさっそく出京した⁽³⁵⁾ことをさしている。この「御暇」が短期間であった理由は、おそらく、明石藩には藩領沿岸部の防禦強化に専念させようと幕府側が配慮したことによると思われる。すなわちそれが「早御暇之趣意」の意味するところであろう。

右の第二のポイントについて敷衍すると、明石藩上層部の政策指向は、幕府を中心とした海防強化策の実行には協力を惜しまないが、されど拙速な私たちで攘夷実行に着手することは避けたい、というものであったのではなからうか。一例をあげよう。一八六二年八月の生麦事件以後、英日間の軍事的緊張が高まるなか、六三年二月二十九日、在京中の明石藩家来天野清之助(高七〇石、格席は独礼、役職は不明)は京都所司代にたいして「英国御手切ニ相成打払之義者、又々御差図候哉、併時宜ニ寄英船与見留次第、御差図不相待打払候心得ニ而宜御座候哉」との伺を立てた。たいして所司代は付札にて「書面打払之義者、猶相達候通有之候、其節委細ハ可申達候」と回答、これをうけて京都留守居の友部権六(高七〇石)は「先々兵端を相開候時者申迄も無之於此方も打払可申候得共、仮令数艘乗込候共先々争端を不開時者、矢張是迄之通直様御届仕候之事ニ奉存候、右辺之心得ニ而可然哉」と国元の家老等へ書き送った。⁽³⁶⁾この所司代の付札回答は、のち六三年七月に四条隆調監察使明石下向問題

(後述)が発生したとき、明石藩の行動を規定する効果をもつこととなる。

さて、六三年四月二七日には、京都において老中水野忠精より留守居呼びだしのうえ、「其方領分播州瀬戸(明石浦のことか)者撰海之関門ニ有之、御固専要之場所ニ候間、(既存の明石沿岸の)四ヶ所台場之内、淡州与距離不遠地位ニ今一層堅牢之改築可致候」との達が下された。⁽³⁷⁾くわえてこの達によると、「別段之訳」をもって「此度限金壹万両」の「拝借」が認められた。さらに同日、家老の丹羽安房と尾崎六兵衛(高五八〇石)より、さっそく潮田范三を「御砲台御改築御用」に任命する旨、達が下された。⁽³⁸⁾こうして舞子台場の改築が本格化しはじめた。

明石藩では、台場改築にかんする指示については、勝海舟より仰ぐことが、早くから決定事項となっていたようである。五月三日、勝は「明石より賜物」を受けとっており、潮田范三とも接触⁽³⁹⁾、翌四日には「明石舞子の浜へ出帆」し、上陸後その地で「砲発」を見学している。⁽⁴⁰⁾しかる動きが先行していたのにくわえ、五月七日、家来の大島治左衛門(高二〇〇石)を介して老中板倉勝静へ「早々(舞子砲台を)改築仕度候ニ付而者、万端御差図之儀、勝麟太郎様も御頼被申度、就而者御用透之節在所表江御越、場所御見分万事御差図被下候様被致度」との願書が提出された。これにたいしては、付札によって許可の旨、回答がなされた。⁽⁴¹⁾

同月一〇日には、神戸海軍操練所の「塾頭」こと御軍艦二等出役佐藤與之助（庄内藩士）らが舞子を皮切りに、大蔵谷台場、西波戸台場へと来訪し、測量作業を実施した。⁽⁴²⁾ ちなみにこの五月一〇日は将軍が天皇に約束した攘夷決行期日と同日である。舞子台場改築に関連した勝の明石初来訪は、五月晦日のこと。⁽⁴³⁾ 「御軍艦支配」、すなわち勝が支配下においている坂本龍馬ら七名を御供の者として同伴しての来訪であった。⁽⁴⁴⁾ その後、勝は舞子台場の「凶面雛形」を早急に作製し、これを明石藩に手交するという役割をおわされた。作製過程において、藩側は大畠治部左衛門を介し、完成期日を佐藤與之助に聞いた。ただしこの一幕もあったが（六月一八日）、⁽⁴⁵⁾ 六月二三日ごろ無事完成、二五日に佐藤は土佐藩出身坂本龍馬・高松五郎同伴のうえ舞子を訪れ、「絵凶面雛形」を提出、挨拶金として五百疋をうけとつた。⁽⁴⁶⁾

このように、明石藩の海峡防禦強化策は勝らとのパートナー關係を基礎として進められた。その後も同年九月三日には、勝のもとへ「潮田生来訪、従太守様・老侯以思召御反物料・御肴・御袴料」が贈与されるとともに、「貴兄方（潮田）拙門江御入御座候而、砲術御世話等御座候段、殊二潮田生より」依頼があった。これにたいし勝は「承知仕候」との返事を、翌四日、明石藩家老・組頭へあてている。⁽⁴⁷⁾

砲台改築とならんで、同時期に始動したのが、藩内における西洋流砲術稽古の本格的実施である。関連する史料の初出は、

文久三年七月四日付の藩の日記にみえる。ここには「左之面々此度御領分在中様師共西洋流へ入門被 仰付、二七之日松井軍三江罷越候」とあり、稽古をうけるべき「様師」の面々として粕谷英之助（独礼・高一三〇石）ほか七名の氏名が列記されている。⁽⁴⁸⁾ また、同じく藩の日記の七月八日条にはつぎのような記事がある。

一此度松井軍三江入門被 仰付候在中様師共江、焼印木札百四枚相渡候而、此札持参二而徘徊いたし候者共者、向後六ヶ所御門も無滞相通可申、下目付共も其心得二可罷在、御持筒組之者も見咎鉄炮等預り候二ハ不及候段相達候様、組頭月番へ相達、尤印鑑札夫々一枚ツ、相渡置、且様師共へ之札者相認、郡代林新三郎へ相達
一右何レ茂御受申出ル⁽⁴⁹⁾

西洋流砲術師範松井軍三（高七〇石）へ入門した「様師」一統へ、城下への通行手形（焼印木札）が手渡されたとある。それにしても焼印木札一〇四枚とは、先ほどみた「様師」七名分ではすまない枚数である。また、ほぼ同時期に「新撰組」と称する明石藩の農兵組織⁽⁵⁰⁾が結成された。「新撰組御用日記」という史料によれば、

新撰組之義者、元ハ文久三亥六月二御上様より思召ヲ以被為 仰出候二者、西洋流松井軍三様江入門いたし、稽古ニ罷出候様被為仰付、奉畏、月二式度宛砲術之稽古ニ罷出候⁽⁵¹⁾

とある。この新撰組も松井軍三に西洋流砲術の訓練をうけることとされた。

以上のように、文久二年暮れから文久三年前半期にかけて、明石藩は幕府主導の摂海防禦政策、ないし「奉勅攘夷」政策にたいして、砲台の改築や、一〇〇名超規模での西洋流銃隊訓練の実施によってこたえようとした。くわえてここでは、如上の改革的軍事政策の決定過程において、隠居斉韶の意思が重要な位置を占めていたこと、またその実行過程において、老中や軍艦奉行並勝海舟など、幕府の軍事改革の中枢的人物とのやりとりが頻繁に交わされていたことにも、注意しておきたい。

(二) 即今攘夷論勢力への消極的対応

ただし、奉勅攘夷体制下における明石藩のスタンスは、あくまでその政策の行政的下請けに徹するという限りのものだったのであり、その政策形成・決定過程自体に主体的に参画したり、あるいは急進的な攘夷運動に没入していつたりするようなものではなかった。かかるスタンスをとる明石藩にとつて、つぎのべる出来事は、まさに難題というべきものであったと考えられる。

第一に、一八六三（文久三）年八月、明石海峡を通航中であつた長州藩船丙辰丸を異国船と勘違いして誤射するという事件が発生した。この詳細については『明石名勝古事談』に譲る

が、⁵³京都留守居友部権六（高七〇石）の届書⁵⁴（厳密な宛先は不明）によれば、この長州船が「異国形」であつたこと、また明石藩に先んじて淡州より「数十発砲撃」があつたことが誤射の原因とされている。二貫目玉七百目三発が放たれ、一発が丙辰丸に命中したというが、じつはこれが舞子台場の初仕事であつた。ちなみに本事件をめぐる明石藩にたいする問責や報復等はおこなわれていない。

第二の困難としては、先ほどすこしふれた、四條隆調による攘夷の実行を視察する監察使（以下監察使、あるいは四條監察使などと略記）の明石下向があげられる。京都留守居の友部より監察使下向の報せが国元に届いたのは文久三年七月一三日⁵⁵、その三日後には監察使下向につき織田安芸・間宮能登・尾崎六郎⁵⁶ら家老と講武所砲術家兼中老の潮田范三が「御用懸」に任じられた。その他下向途中の警備や旅館の手配などもおこなつた。⁵⁷そして七月二二日、四條監察使よりつぎのような「勅書」が藩主慶憲に下された。

播磨国明石浦者南海緊要之地ニ有之候間、猶更嚴重ニ致候、夷艦致来候ハ、無猶予可掃攘被（平出）仰出候事
これをうけて慶憲は、

勅答之趣奉謹承難有御請申上、尚攘夷尽力可仕候、此段
奏聞被為成下候様奉願候、恐惶謹言

慶憲

との請書を差し出した⁽⁵⁸⁾。これにつづいて家老七名、中老五名からも「猶更兵備嚴重二社^(任カ)、家中一同決心掃攘尽身力可申候」と記した請書が提出された⁽⁵⁹⁾。

ところが、明石藩は八月三日付、老中板倉勝静へ左のごとき伺書を差し出した。

去月廿一日、為監察使四條侍従様、兵部大輔在所江御下向有之、翌廿二日別紙写之通（平出）勅書（右に引用済み）御渡二付、無是非先御請仕候、併攘夷之儀二付而者、兼而追々御達有之、奉畏罷在候義二候江共、（平出）勅詔之義難止次第二付、時宜ニ寄打払候様相成候程も難計、左候而者兼而之被 仰出（五四頁で言及した所司代の付札回答を指す）ニ相背候儀当惑心痛仕候間、心得可申哉、急速御差図被成下度、（平出）御内慮奉伺候様兵部大輔申付越候、此段申上候、以上

松平兵部大輔家来

伊藤雄右衛門⁽⁶⁰⁾

重ねて八月一七日には、老中井上正直にたいし、右の引用とほとんど同じ文言につづけて、「攘夷実行については幕府などよりしかるべき」御沙汰御座候迄者、是迄之通相心得、麓忽之儀無之様、内々家来之者江嚴重申付置⁽⁶¹⁾いた、との申告がなされた。つまり明石藩は、幕府にたいしては、攘夷即行路線にはあくまで慎重な立場であることを内々に伝えていたのである。ち

なみにこの四條監察使からの「勅書」は、八月一八日の政変を経たのちの一〇月一日、武家伝奏野宮定功より返却が求められ、同一六日京都留守居友部より返上、さらに同月一八日には慶憲の請書も返上された⁽⁶²⁾。

こうした経緯をみても、明石藩は、天皇―將軍―諸侯の直線的な指揮系統から外れた攘夷即行の動きにたいして、それと対抗関係に陥らないよう注意を払いつつも、藩としてそれに没入してしまわぬよう、慎重な態度を保っていたのであった。

三 長州再征に積極的に応えられない明石藩

一八六三（文久三）年八月一八日の政変後、明石藩に課せられた兵員の出動は、京地の守衛と兵庫の警衛であった。京地の守衛については、一八六四（元治元）年五月九日に御所九門外警衛を拜命⁽⁶³⁾、兵庫の警衛は同年七月二三日、第一次長州征討の朝命が禁裏守衛総督徳川慶喜に下ったことにともない拜命した。明石藩はこの兵庫警衛を薩摩藩とともに担当した⁽⁶⁴⁾。さらに一八六五（慶応元）年六月にも大坂近在の警戒のため「湊川^(西カ)角兵庫続ギ撰播泥川迄」の警固をあらためて命じられている⁽⁶⁵⁾。ところが、このすぐのちの七月二六日、大坂にて老中松前崇広より兵庫出張中の明石藩へ「人数引上ケ、関門并勤番所等式部大輔（越後高田藩榊原家）江引渡可申」、との下命があつ

た。⁽⁶⁶⁾「尤」、松前がいうには、「海岸御警衛向之義者是迄之通相心得、領内別而嚴重可被取計候」との注意も添えられていた。当該期の在坂幕閣の権力状況は相当に複雑であったが、慶応元年七月下旬段階における大坂の幕議は松前と阿部正外の両老中が掌握していた模様である。⁽⁶⁷⁾この見解にしたがうと、在坂老中の意図は、明石藩を藩領沿岸部を中心とした明石海峡の警備に専念させようとするものであったと考えられる。

だが、異国船対策としての海峡防禦は、同年一〇月に通商条約が勅許されたことにより、急速にその重要性が減ぜられることになる。なぜならこれは、朝廷・幕府ともに一切の攘夷政策を放棄することを意味するからである。そうすると、明石藩が幕府権力によって期待される軍事的な意義は、長州再征におけるそれにしぼられることになる。

長州再征の戦闘開始は一八六六（慶応二）年六月のことであるが、明石藩にたいしては、その前月の五月二四日、大坂表にて、老中稲葉正邦より、来る六月五日から出撃するよう達があった。これをうけて明石藩では、家中一統へ、行軍時の諸規則（「当家下知状」⁽⁶⁸⁾）が五月付で発せられ、同月二八日には藩主慶憲率いる藩兵が順次芸州表へむけて出馬を開始した。しかしながら、続けて慶憲自身も出馬すべきところ、「兼而持病之痔疾相発」したため、「家老尾崎六郎江陣代申付置」くこととなった。⁽⁶⁹⁾だが七月に入っても慶憲は回復をみない。この間の経緯について

て、『明石名勝古事談』によれば、「明石藩にて長州征伐に出兵を願ふ者家老中一人も無」かったが、「此時家老尾崎六郎一人意を決し幕府へ向けて従軍出兵を出願」した、とされる。⁽⁷⁰⁾ただ、この件については、関連する一次史料がほかにないので、これ以上は検討しかねる。

慶憲の出馬が遅延する間に、幕府方は石州・小倉表の戦闘で劣勢に立たされた。そして八月一四日、在坂中の征長先鋒総督徳川茂承より善後策を諮問されたさい、明石藩は松平兵部大輔名義で、つぎのような回答を提出した。

御討長之儀、当今不容易形勢二切迫仕、猶又厚被為在御配慮候二付、御進退二道之儀御懇切御尋訊被仰下、奉恐入候、何分御指揮二随ひ、乍微勢尽力仕候心得二罷在候処、已二石州并小倉表之次第を粗伝承仕候二就而者、実二御一大事之場合与奉存候二付、乍恐過日御家老衆迄奉申上候通、何分是迄之御振合二而も御条理相立兼、無謀如何与奉存候、長防二州御討滅之御良策被為立候迄、暫御当藩江御委任二相成、兼而御討手被 仰付居候四道之諸侯御一同、上坂被仰出、篤御軍議之上四境一時御討入相成候様之御下知可然哉与奉存候間、此段不忌憚言上仕候、以上

八月

松平兵部大輔⁽⁷²⁾

なおこのときの諮問は、彦根・越後高田・龍野の各藩主にたいしてもおこなわれており、いずれも無謀の攻勢をかけるのは

否、との回答を出した。具体的な経過は不明であるが、回答提出以前に四藩で意見調整がなされたとみられる。明石藩主の意向は、四境攻撃に参加する諸藩の大名でいったん上坂し、皆で軍議をしたうえ再度四境へ討ち入りする、というものであった。ともかくも、いったん軍勢を退くという意見であり、九月一日には芸州表出張の明石藩兵は「御人滅」として順次国元への帰路につき、同月八日最初の一陣が帰着、翌九日には若菜善右衛門（高一三〇石）ら者頭の引き連れた手組の面々も続々と帰着した。⁷⁴

では、この藩兵の「御人滅」に引き上げは、今後の「四境一時討入」に備えた積極的な意味をもつものだったのであろうか。否、藩内の状況に鑑みたとき、それは消極的動機によるものと思われる。

その徴証として、つぎの史料をあげることができる。

兵部大輔領分去ル十五日・六日、稀成洪水ニ而、則不取敢御届申上候通、家中在町共家蔵田畑流失破損夥敷、兼々不如意之勝手向、是迄逆も当所永々屯在罷在候而者、仕送方行届申問敷、彼是心配仕候処、前条存外之水害、郭外数ヶ所之用米蔵悉浸入致、海防用意之品之増送方確与差支、且難捨置窮民之指向仮成ニ手当仕候得共、自然夫役難申付、令收納之時ニ至、凡損耗之義皆無ニも可及敷、将時節柄故融通等も更ニ行届不申、実ニ内外及切迫如何共致し方無御

座、何れも失方角、此姿ニ而者領内之民多餓死可申哉与通哀刻苦罷在候、当今不顧御時勢奉申上候段、奉恐入候得共、当出張之人数暫時引揚、器械・弾薬・粮米等仕送方仮成相整候者、猶出張可仕候、御憐評之上急速引揚被（平出）仰付被下候様、前条禍害之事情深 御慈察被成下、願之通被 仰付被下置候得者、難有仕合奉存候、此段奉歎願候様、
兵部大輔申付越候、以上

八月廿七日

松平兵部大輔家来

杉村 勇 蔵⁷⁵

この明石藩の伺書にたいして、幕府は人数引き上げを許可した。許可理由は、明石藩の願の内容が「無余義」ことであったこともしかりだが、それ以上に、すでに將軍家茂の大坂城での死去にともない、「従御所兵事暫時見合之御沙汰」⁷⁶が発せられていたことにもよる。

ところで、一八六五年から六六年にかけて領内で発生した水害は、かねての海防と征長への兵力動員とならんで、藩財政を窮迫させることとなった。六六年一月には、翌六七（慶応三年）からむこう五ヶ年間、二〇〇石以上の家臣は半知、二〇〇石以下給金取までの家臣ならびに江戸・京都・大坂定詰の面々は、歩掛をもって上米が仰せ付けられることになった。⁷⁷ また六七年三月一六日には、幕命によって明石藩領内に備蓄された困米のうち、寛政元年分一五〇〇石、および天保一二年分二〇〇〇石、

合計三五〇〇石の「拝借」が幕府へ願ひ出された⁽⁷⁸⁾。その理由は第一に、「長防〔平出〕御征伐二付、去五月中俄兵部大輔討手被〔平出〕仰付、急速人数出張為致候処、長々在陣戦争度々之失費も不容易」ものであったこと、第二に、「殊近年京地并兵庫等御警衛御急務多分之入用而已打続」いたこと、第三に、「去々丑年閏五月中領分大雨ニ而出水」によつて「破損之場所早々普請等申付」られ、「夫々修補手当申付、彼是入費も不少」ものであったこと、以上とされた。ちなみにこの願書によれば、水害による領内全体での損毛はおおよそ「二万式千九百三拾石余」であつた⁽⁷⁹⁾。

以上のように、慢性的な財政難と大災害は、慶応期の国家的軍役に、畿内親藩ですら対応困難にならしめていた。その意味で、明石藩による征長人数帰還の願出、および「御人減」の実行は、征長をめぐる〈戦時体制〉からの離脱といえるものであつた。

四 王政復古・戊辰戦争への対応

(一) 慶応三年の明石藩

この年の幕府政策との関連で注目すべきことは、一八六七(慶応三)年六月における西洋式銃隊軍制の導入である。保谷徹氏

によれば、幕府による西洋式軍制の全国諸藩への拡大策は結果として挫折におわつており⁽⁸⁰⁾、六七年八月以降は幕府が採用していたフランス式軍制を金沢藩や和歌山藩などに広めようとしていたとされる。これらの動きと、明石藩の西洋式銃隊軍制への改編は、时期的にほとんど重なつており、兵制もまたフランス式⁽⁸¹⁾であつた。

改編当初の動向を少しだけみておくと、まず六月二十七日、講武所において織田安芸より「此度西洋銃隊御取建」のため金井要人を歩兵奉行兼帯に、加太盛之進・加藤正平を歩兵頭取に任命することなどが達せられた。ちなみに、西洋式砲術の被訓練者からなる新撰組は、このときの西洋銃隊全藩化にともない、一挙に廃止されるはこびとなつた。松井軍三ら新撰組頭取は「頭取」に、柏木武平治ら新撰組小頭は「小頭」と職名をあらためられた⁽⁸²⁾。この改編以後初の銃隊稽古は九月二日、御門固御供守の「い」組、御番并須磨詰、御留守、夜廻り、詰御用捨御番日見廻り、その他歩兵組とおもわれる一番右・左、三番右・左の面々に命じられた⁽⁸³⁾。さらに同日には、橋本七郎平以下者頭一名にたいし、銃隊稽古のため講武所へまかり出るよう命が下つている⁽⁸⁴⁾。稽古の様子やその成果については詳らかにしえないが、藩として、仏式軍制の定着へむけた動きが開始したことがうかがい知れる。

ところで、一〇月一四日に將軍慶喜より大政奉還が上表され

たが、それから鳥羽伏見戦争開戦までの明石藩の動向はいかなるものであったのだろうか。

第一に、大政奉還後の諸大名にたいする「朝召」⁽⁸⁶⁾であるが、藩主慶憲は「脳痛」との理由で猶予を願い出た。その後も再三、大目付などから速やかに出京するよう催促の沙汰が下されたが、いずれも身体の不調を理由に延期が願い出された。⁽⁸⁷⁾結局、家老間宮能登を名代として出京させることが決まり、一月二六〜二八日にかけて間宮以下、御用人小泉益人、組頭嶋衛守らの間宮組一行が順次明石を出立した。⁽⁸⁸⁾

第二に、王政復古クーデターの直前、武力討幕派の軍勢の上方上陸をめぐる対応について。くりかえすように、明石藩は西国大名の監視や明石海峡の警備を本来的な任務としていた。だが結果的に、明石藩には、薩長芸が海路上方に接近しているという情報を老中板倉勝静、所司代松平定敬に届け出ることしかできなかった。つぎの史料をみられたい。

一老中板倉伊賀守・所司代松平越中守江差之通及届之
 卯十一月廿九日午刻過、蒸気船十艘兵部大輔領分明石浦
 西沖二相見候内、壹艘者淡州クサカ明神之岬沖辺方西江
 向乗戻し候、九艘者東江追々致通船候、尤見留候船印左
 之通相達候

日ノ丸御印 二艘
 薩州之印 同

芸州之印 同
 長州之印 三艘

但此三艘者蒸気船ニ而者無之、異国形帆船ニ而、右薩芸之蒸気ニ而漕登候

右九艘上筋江通船之内、日ノ丸御印之分左艘明石浦舞子沖江致繫船、無程垂米利加之印建替小舟ニ乗致上陸、掛り役人之者方相尋候所、長崎より初而相登、磯遣不案内二付、水先キ相頼候趣申聞候間、則水先案内之者両三人差出、夫々水先相済引取申候、其余相替義も無御坐、同晦日左ノ刻東江向致退帆候趣申越候間、此段御届申上候、以上

松平兵部大輔家来

友部 権 六

十二月三日

文面をみる限り、薩長芸全九艘の動きが不穏なことには気づいていた様子である。ところが、明石藩からはむしろ水先案内人を派遣するなどして、それらを上筋へ通してしまつたのであつた。

そして第三として、鳥羽伏見戦争勃発後の一八六八（慶応四年正月五日、明石藩は組頭柔原龍左衛門以下の藩兵を大坂へ派兵した⁽⁸⁹⁾。幕府軍の援軍としての派遣と考えられる。しかしながら同月九日「大坂表引払」⁽⁹⁰⁾が決定、一〇日には須磨の陣屋詰の

藩兵も引き払うこととなった。⁹¹⁾

(二) 戊辰戦争と明石藩の「旧親藩」からの脱却

では最後に、旧親藩明石藩が新政府との親和的關係を構築していくさいの基礎的な事実経過についてみておきたい。

第一に、新政府(軍)への服属はいかにおこなわれたか。まず、慶応四年正月一三日、大坂征討大將軍本陣より松平家来への呼び出しがあり、そこで今般中国・四国への征討のため、四條隆調が進発するので、明石城を本陣とする旨、達が下された。これには翌日さつそく、松平兵部大輔名義で請書が提出された。⁹²⁾ 中国四国追討総督四條隆調の一軍が明石に入城したのは同月二〇日。翌二一日に家老・中老一同より新政府への服従をしめす上書が提出され、⁹³⁾ 二五日には姫路城に進発する四條隆調にたいし、守衛人数を差出す旨の請書が提出された。⁹⁴⁾ 以上のように、明石藩による新政府(軍)への服属は、正月下旬段階に確定していた。

しかるうえで、旧幕時代より担当してきた警衛業務への復帰も果たされていく。二月一四日、家臣友部権六は、新政府弁事役所にたいし、「摂州須磨為御警衛同所陣屋江近来差出置候処、当早春引揚申候得共、是迄之通人数差出置可申哉」との伺を立てた。⁹⁵⁾ これをうけて、三月二一日の親征行幸決行にむけて、明石藩は京都丹波口および「国元台場之義者撰海咽喉」ゆえ、同

所の守衛が命じられることになった。⁹⁶⁾ これへの「明石中将」(慶憲)名義の請書は二月二三日に提出された。⁹⁷⁾

第二に、松平家と天皇との直接的な結合關係の構築がある。ただ、六八年二月一二日段階で、松平慶憲は「累年之病腦」により上京困難な状態にあった。そこで名代として江戸に在った松平薫次郎を急ぎよ呼び寄せ、彼をもって「朝敵御追討御用之端を茂為相勤」る旨が、新政府参与役所に提出された。⁹⁸⁾ 薫次郎は三月二五日に入京、そこでさつそく天機参内が計画された。このとき慶憲が気がかりであったのは、薫次郎が「未叙爵も不仕」、はたして「参内之義如何」なのか、ということであった。このことを友部権六より弁事伝達所へ伺ったところ、「薫次郎天機窺として参朝不苦事」という回答がえられた。⁹⁹⁾ 結果、薫次郎のはじめての参内は四月三日におこなわれ、これにより馬廻以上の家臣は慶憲・薫次郎(「両殿様」)へ、また独礼以上は右の二人にくわえて斉韶(「大殿様」)へ「御歎可申上」ことが達せられた。¹⁰⁰⁾ またさらに、同月二三日、薫次郎は孝明天皇の山陵への参拝を希望する旨弁事役所へ伺を立てており、これについても「参拝之儀勝手次第不苦候事」との回答をえている。そして閏四月一〇日、薫次郎はふたたび参内、ここではじめて天皇との直接対面が叶ったのである。このとき、薫次郎は来る二〇日に京都太政官代において従四位上侍従兼左兵衛督に宣下されることが決まった(以下薫次郎のことは直致と呼称する。¹⁰¹⁾)。宣下

が済むと、まもなくして直致は、「今般被 仰出候厚御仁惠之御趣意、難有奉高載、一ト先在所之御暇奉願度此段奉伺願候」と弁事役所に願ひ出た。これにたいしては、願のとおりとするが「御定之兵隊可残置事」、という回答があつた。この弁事役所の指示にしたがつて、明石藩では、京都丹波口の警衛人数として、銃隊一一〇人（うち役付一五人）を「差残置」くことが、軍務官へ届け出された。

このように、明石藩松平家では、直致の上京以降、急速に天皇権力との直接結合が実現していった。そのプロセスには、自発的に孝明天皇山陵への参拝を願ひ出るなど、パフォーマンス的なふるまいもふくまれていた。くわえて注意しておきたいのだが、六八年前半期の段階で斉韶の体調は大幅に悪化しており、最悪の事態は十分に想定しえるところまで来ていたと考えられる。それゆえ、斉韶・慶憲の「両殿様」体制の穴を埋めるあらたな「若殿様」直致に、参内と叙爵を急ぎよ完了させ、その権威づけがはかられたのではなからうか。実際、直致の叙爵から約三か月あまりのちの九月八日に斉韶は死去した。同日、目付より家中一統へ、あらたな「両殿様へ為伺御機嫌」登城するよう触が出された。

最後に第三として、越後口への藩兵出兵の件について触れておきたい。仁和寺宮嘉彰親王の越後出兵につき、軍務官より明石藩兵の随従が命じられたのは、六月一七日のことであつた。

この越後派兵には、これまで丹波口の守衛を担当してきた藩兵が転用されることとなり、六月二〇日にはその人数（兵隊五三人、兵夫二六人）が軍務官に申告された。だが同時に、藩兵の派兵は越後口を限界とし、さらに先、会津への派兵については、以前より新政府から「兼而少人数之処、海岸防禦嚴重可仕旨精々御達」があつたことを口実として、「出立之義御有免被下置候様」願ひ出された。ただし、その代わりに、軍資金二万両を献上することになった。つまり、明石藩は海峡防禦という本来の役割を盾に、遠路・長期の派兵の免除を願ひ出たのである。ただ、それにしても派兵免除の代償は二万両であるから、財政難の藩には身に堪える出費であつたに相違ない。ただし、明石藩には、幕末以来自藩がはたしてきた役割に専念しつつ、国家レベルでの貢献をなしたいという指向性が存在していたのではなからうか。

ちなみに、潮田范三の嗣子覚衛を隊長とした越後表への出兵人数は、一八六八（明治元）年一月一日、明石に「凱陣」した。同日「若殿様」より潮田らへ酒肴がふるまわれている。

おわりに

明石藩は摂海防禦の要地であり、ペリー来航以降はその国家的軍事的役割の貫徹が幕府権力より直接的に期待される立場に

あった。とりわけ、文久・元治期の奉勅攘夷体制下においては、幕閣や勝海舟ら幕府の軍備強化政策の担い手と主体的に交流をもち、同体制確立の基底的部分を占める役割を果たそうとした。他方、藩主には外交・軍事政策について独自の政策論はなく、また攘夷政策についても、即時決行的な潮流を相対視し、可能な限り距離をとるようつとめていた。いまのところ藩内で「尊攘派」的な有志集団が形成された形跡は見当たらず、当該期諸藩で起こったとされる保守（佐幕、上土中心）対革新（尊王攘夷、下土中心）といった藩論の分裂も、明石藩においては史料的に確認できない。このあたりは、同じ畿内近国の「徳川方」の藩である姫路や彦根などとは異なっている。明石藩は奉勅攘夷政策、摂海防禦政策の要地であり、それらの政策の行政的、実行的過程には協力的に動いたが、政治的能動性には乏しかったのである。

こうした明石藩も、第二次征長時は、かねてからの幕府軍役と海岸防禦、これらに水害が重なったことにより、畿内近国の親藩としてなすべき征長への貢献が十全に果たしきれなくなっていた。そのため、軍勢の引揚げ（軍事的負担の軽減）が藩主の名においておこなわれることとなった。京坂の朝暮権力が課する征長をめぐる〈戦時体制〉から、明石藩は自ら離脱したのである。

鳥羽伏見戦争後は、となりの姫路藩においてみられたような

激しい藩論分裂はなく、一月下旬段階で早々に新政府への服属が決せられた。松平直致の叙爵も閏四月段階で実現しており、徳川将軍家との臣従関係からの離脱、および天皇権力との君臣関係の再構築は総じて波乱なく済まされた。他方、新政府にたいしては幕末以来の摂海防禦に専念するという意向をしめしつつも、戊辰戦争への派兵の長期化は拒む、という側面もあった。

以上のように、明石藩ないしその藩内の人物は、幕末維新期の幕藩政治史のなかで、割拠志向や権力志向をあらわにするとはなかった。個別領主として担いうる最小限度の国家的役割を藩として、幕府・新政府の政策的諸段階に応じて、果たしてきたのであった（そうした意味で第二次征長は、やはり「限度」を超えるものであった）。同じ畿内・近国藩、また譜代・親藩であってもなぜこのような違いが生じるのか。このことを明らかにするには、「両殿様」、家老、御用人クラスにおける意思決定構造や、藩内の学問的文化的特性などをさらに分析していく必要があるだろう。今後の課題としたい。

註

- (1) 宮地正人「明治維新の論じ方」(駒澤大学大学院史学会『史学論集』三〇、二〇〇〇年)、同「歴史学をどう学ぶか——幕末維新时期研究を手がかりに——」(『歴史科学』一六五、二〇〇一年)、同「幕末維新変革史」上(岩波書店、二〇一二年)、三七七〜三七八頁、同「幕末維新変革史」下、三八〜三九頁。

- (2) 久住真也『長州戦争と徳川将軍』（岩田書院、二〇〇五年）。
- (3) 岩城卓二「畿内の幕末社会」（明治維新史学会編『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇一一年）、同「幕末期畿内社会論の視点」（『日本史研究』六〇三、二〇一二年）。二〇一二年一月には、岩城氏と同様の問題意識を有する論者によって、畿内直轄都市から幕末維新期の社会を明らかにしようとする特集が『日本史研究』誌上で組まれることとなった。なかでも、荒武賢一郎「幕末期における大坂の特質」、高久智広「幕末期の幕府の艦船運用と兵庫津」、樋爪修「幕末期京津間の物資流通」（すべて前掲『日本史研究』六〇三に収載）の諸論考はいずれも幕末政治史の社会的基礎構造と、いいうる部分を析出しており、興味ぶかい。
- (4) 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）。
- (5) 小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』（校倉書房、一九九三年）。
- (6) 岸本寛「安政・文久期の政治改革と諸藩」（前掲『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』に所収）。
- (7) 岩城前掲書、第二章・第六章、辻野恵美「幕末維新期における畿内近国藩の動向——慶応期の尼崎藩を中心に——」（尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』九五、二〇〇三年）。
- (8) 宮地正人「幕末彦根藩の政治過程」（佐々木克編『幕末維新の彦根藩』彦根市教育委員会、二〇〇〇年）。
- (9) 菅良樹「幕末・維新期における畿内近国譜代小藩の権力構造——播磨国山崎藩本多家の事例」（姫路市立城郭研究室『城郭研究室年報』二二、二〇一四年）。
- (10) 『兵庫県史』史料編幕末維新一（兵庫県、一九九八年、三七〜四〇頁）。
- (11) 橋本海関『明石名勝古事談』（中央印刷出版、一九七四年複製、初版一九二〇〜三五年）。
- (12) 以下禄高は、神戸大学人文学研究科所蔵黒田家文書「万延元年庚申年座並帳」による。ちなみに潮田の一八六〇（万延元）年当時の禄高二〇〇石のうち一〇〇石は役料である。
- (13) 「明石藩記録」安政元年二月四日（『大日本維新史料稿本』AN四一三六九〜三七一、東京大学史料編纂所維新史料綱要データベースより閲覧、以下同様）。
- (14) 「明石藩記録」安政元年九月一四日（同右、AN一七一九八〜七〇一）。
- (15) 「旧明石藩文書類」・「蛮夷貿易濫觴」（『幕末外国関係文書之七』東京大学出版会、一九七二年復刻、五七三頁）。
- (16) 同右、五七五頁。
- (17) 「老中達書 所司代宛」（『大日本維新史料稿本』AN二二一四四〇）。
- (18) 「明石藩十二月日記」安政二年二月一八日（『大日本維新史料稿本』AN四六一九八七〜九九九）。
- (19) 「明石藩記録」安政五年七月三日（同右、AN一一〇一八八五〜八八七）。
- (20) 「明石藩（間宮）日記」安政三年二月二五日（同右、AN六五九〇一〜九〇四）。
- (21) 「明石藩主松平慶憲上書」（同右、AN四五一九二〜九二四）。なお、このときの全答申の意見分布については、井上勲「開国と幕末の動乱」（同編『日本の時代史二〇 開国と幕末の動乱』吉川弘文館、二〇〇四年）、二二〜五頁を参照のこと。
- (22) 前注21井上論文の表1「嘉永六年七月幕府諮問に対する諸大名の意見分布」（二四頁）には「対外方針」につき「答申不能」と答えた大名のうち「家門／一〇万石以上」の欄に「1」が勘定されている。この「1」（名）はおそらく明石藩主松平慶憲の答申を指していると思われる。

- (23) 「松平慶憲上書 老中宛」(『幕末外国関係文書之十八』東京大学出版会、一九七二年復刻、四六四〜四六五頁)。
- (24) この諮問の事実経過と諸大名の答申の分布については、三谷博『明治維新とナショナリズム』(山川出版社、一九九七年)、第五章第三節を参照のこと。
- (25) 同右。
- (26) 「松平慶憲上書 老中宛」(『幕末外国関係文書之十八』、七七八〜七七九頁)。
- (27) 「松平慶憲上書」安政五年五月一八日(『大日本維新史料稿本』A N二〇五〜二二九〜三二)。
- (28) 宮地正人「幕末過渡期国家論」(同『天皇制の政治史的研究』校倉書房、一九八一年、第三章)、奈良勝司「奉勅攘夷体制と性格規定の流動化」(同『明治維新と世界認識体系』有志舎、二〇一〇年、第五章、初出二〇〇四年)。
- (29) 勝部貞長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集一八 海舟日記I』(勁草書房、一九七二年)、一三三頁。
- (30) 「明石藩庁日記」文久三年正月二四日(『兵庫県史 史料編幕末維新一』、五三頁)。
- (31) 同右、文久三年二月二〇日(『大日本維新史料稿本』BU八一〜三二二〜三三五)。
- (32) 同右、文久三年二月二一日(同右、BU八一〜三二五〜三二八)。
- (33) 「明石藩日記」文久三年三月一〇日(同右、BU九四〜三三八〜四二)。
- (34) 「明石藩江戸日記」文久三年三月四日(『大日本維新史料稿本』BU八一〜二七六〜二七七)。
- (35) 同右、文久三年三月七日(同右、BU〇八一〜二七八〜二七九)。
- (36) 「明石藩庁日記」文久三年三月四日(同右、BU八〇三〜二二〇〇〜二二〇一)。
- (37) 「明石藩日記」文久三年四月二七日(同右、BU九四〜四二二〜四二三)。
- (38) 同右。
- (39) 前注29『海舟日記I』、文久三年五月三日。
- (40) 同右、文久三年五月四日。
- (41) 「明石藩日記」文久三年五月一日(『大日本維新史料稿本』BU九四〜五二二〜五四)。
- (42) 同右、文久三年五月一〇日(同右、BU九四〜五〇〜五二)。
- (43) 同右、文久三年五月晦日(同右、BU九四〜五七〜六〇)。
- (44) 同右、文久三年六月一日(同右、BU一〇八一〜九三〜九四)。
- (45) 同右、文久三年六月一八日(同右、BU一〇八一〜九八〜一〇〇)。
- (46) 同右、文久三年六月二五日(同右、BU一〇八一〜一〇九〜一一一)。
- (47) (文久三年)九月三日付織田安芸・丹羽隼人・奥平又内・小泉益人宛勝安房守書簡(織田家文書、『明石市史資料(近世編)第六集』明石市教育委員会、一九八五年、一三〇頁)。
- (48) 「様師」というと、現在の意味では詐欺師、いかさま師ということになるが、ここでの意味はにわかに判断しかねる。
- (49) 「明石藩日記」文久三年七月四日(『大日本維新史料稿本』BU一一三〜一五九〜六〇)。
- (50) 同右、文久三年七月八日(同右、BU一一三〜一六五〜六六)。
- (51) 明石藩の「新撰組」については、さしあたり拙稿「幕末の動乱と明石藩」(明石市他編『明石藩の世界I』〈展示図録〉、明石市立文化博物館、二〇一三年)を参照されたい。
- (52) 神戸市北区辻井家文書「新撰組御用日記」。
- (53) 前注11『明石名勝古事談』、七六〜七頁。

- (54) 「文久癸亥筆記」文久三年八月七日(『大日本維新史料稿本』BU 一一五―一九六三〇―九六五)。
- (55) 「明石藩日記」文久三年七月二三日(同右、BU 一一三―一二六〇―一二八)。
- (56) 同右、文久三年七月一六日(同右、BU 一一三―一二九〇―一三二)。
- (57) 同右、文久三年八月一四日(同右、BU 一一四―七四六)。
- (58) 勅書、請書ともに「文久癸亥筆記」文久三年八月(同右、BU 一一四―七六〇―七六一)。
- (59) 「文久癸亥筆記」文久三年八月(同右、BU 一一四―七五五―七五七)。
- (60) 「明石藩日記」文久三年八月一七日(同右、BU 一一三―一四二)。
- (61) 同右、文久三年八月一七日(同右、BU 一一四―七五二―七五四)。
- (62) 「明石藩記」文久三年一〇月一日(同右、BU 一二九―九五四―九五五)。
- (63) 『維新史料綱要』五(東京大学出版会、一九六六年復刻)、二五七頁。
- (64) 同右、四〇五頁。
- (65) 「幕府達」慶応元年六月日(『大日本維新史料稿本』KE 二二―九〇〇)。
- (66) 「黒川秀波手記」慶応元年八月一七日(同右、KE 二五―七〇七―七〇八)。
- (67) 前注2久住真也『長州戦争と徳川将軍』、二二五―七頁。
- (68) 明石市立文化博物館所蔵黒田家文書「御軍令写」。
- (69) 「明石藩上申書」慶応二年六月二五日(『大日本維新史料稿本』KE 六八―一〇六一―一〇六三)。
- (70) 同右。
- (71) 前注11『明石名勝古事談』、四八頁。
- (72) 「鳥取藩序記録」慶応二年八月一四日(『大日本維新史料稿本』KE 八五―三〇〇―三二一)。
- (73) 明石市立文化博物館所蔵黒田家文書「慶応元己丑年日記」慶応二年九月八日。
- (74) 同右、慶応二年九月九日。
- (75) 「明石藩伺書」慶応二年八月二七日(『大日本維新史料稿本』KE 八七―一五四―一六〇)。
- (76) 同右所載の幕府回答書による。
- (77) 前注73「慶応元己丑年日記」慶応二年二月二六日。
- (78) 「明石藩士橋本惟陽日記」慶応三年三月二六日(『大日本維新史料稿本』KE 一一九―七四六―七五二)。
- (79) 以上同右。
- (80) 保谷(熊澤)徹「幕府軍制改革の展開と挫折」(『シリーズ日本近現代史1 維新変革と近代日本』岩波書店、一九九三年)。
- (81) 同右、一五三―四頁。
- (82) 仲彦三郎『西撰大観』(一九二一年)、「明石藩之部 第一 明石藩講武所」を参照のこと。
- (83) 以上、明石市立文化博物館所蔵黒田家文書「慶応三卯年日記」慶応三年六月二八日。
- (84) 同右、慶応三年九月二日。
- (85) 同右。
- (86) 東京大学史料編纂所蔵「松平直致家記 全」(第一号)、慶応三年一〇月一五日。
- (87) 「松平直致家記」慶応三年一〇月二二日(『大日本維新史料稿本』KE 一四八―三四八―三五〇)、「在府明石藩重臣伺書」慶応三年一〇月二六日(同右、KE 一四八―三五二―三五四)。

- (88) 前注83「慶応三年卯年日記」慶応三年一〇月日。
 (89) 明石市立文化博物館所蔵黒田家文書「慶応四戊辰年日記」慶応四年正月五日。
- (90) 同右、慶応四年正月九日。
 (91) 同右、慶応四年正月一〇日。
 (92) 東京大学史料編纂所蔵「松平直致家記 全」(三号)慶応四年正月一三日・一四日。
 (93) 同右、慶応四年(正月二二日)。
 (94) 同右、慶応四年正月二一日・二五日。
 (95) 同右、慶応四年二月一四日。
 (96) 同右、慶応四年二月二一日。
 (97) 同右、慶応四年(二月二三日)。
 (98) 同右、慶応四年二月一二日。
 (99) 同右、慶応四年三月二五日。
 (100) 明石市立文化博物館所蔵黒田家文書「戊辰年出京心覚」慶応四年四月三日。
 (101) 同右、閏四月一〇日。
 (102) 東京大学史料編纂所蔵「松平直致家記 全」(三号)慶応四年閏四月二〇日。
 (103) 同右、慶応四年閏四月二八日。
 (104) 同右、慶応四年五月二五日。
 (105) 前注102「慶応四戊辰年日記」明治元年九月八日・九日。
 (106) 前注102「松平直致家記 全」(三号)慶応四年六月一七日。
 (107) 同右、慶応四年六月一九日。
 (108) 同右、慶応四年六月二〇日。
 (109) 同右、慶応四年六月二五日。
 (110) 同右、明治元年一月一日。